事 務 連 絡 令和4年6月30日

都 道 府 県 各 指 定 都 市 介護保険担当主管部(局) 御中 中 核 市

> 厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課 認知症施策・地域介護推進課 老 人 保 健 課

「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」の一部改正について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

中小規模調理施設(同一メニューを 300 食以上又は1日 750 食以上提供する調理施設以外の施設)については、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」(平成9年6月 30 日付衛食第 201 号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月31日衛食第85号)の趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図るよう関係者に対する指導をお願いしているところです。

今般、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)を踏まえ、同通知が一部改正され、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局から各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部局宛てに通知されましたので、管下の関係施設に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村に対する周知をお願いいたします。